第9回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成30年2月26日(月) 午後1時30分より

会議の場所 丹生川支所 2 階 防災集会室

会議に附した議案題目

日程第	1		議事録署名者の指名について
日程第	2		会期の決定について
日程第	3	報第17号	農地所有適格法人の報告等について
日程第	4	報第18号	農地法の規定に基づく許可処分の取り下げについ て
日程第	5	報第19号	農地法の規定に基づく許可処分の取り消しについ て
日程第	6	議第60号	農地法第3条の規定による権利移動の許可につい て
日程第	7	議第61号	農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申 請に意見を付する件について
日程第	8	議第62号	農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的 変更の許可申請に意見を付する件について
日程第	9	議第63号	農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見 を付する件について
日程第1	0	議第64号	現況農地でないものの証明額に意見を付する件に ついて
日程第1	1	議第65号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第1	2	議第66号	農用地利用集積計画の決定について
日程第1	3	議第67号	農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について

日程第14 議第68号 農用地利用配分計画(案)について

日程第13 議第69号 農用地利用配分計画「権利移転」 (案) について

○本日会議に出席した委員(議席順)

村上真由美、谷口忠幸、丸山 斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤 正雄、小坂治重、増田 勝、森山 護、伊藤善明、下田初秋、道上修、清 水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員黒木甚右エ門

○本日会議に出席した職員等

事務局長:橋本哲夫、事務局次長:林篤志、振興主事:中田義博、農地主

事:小笠原茂、書記:木戸脇良昭、尾形博司

林務課長:長谷川雅樹、畜産課 長:丸山浩一、農地相談員:森本和彦

ただいまより第9回高山市農業委員会を開催いたします。

職務代理

本日は、9番黒木委員より欠席連絡が入っていますが、過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

続きまして、会長より挨拶を願います。

会 長

先般、地元で懇親会があった中で歴代農業委員長のことが触れられました。初代委員長と2代委員長は多分行政の方がなられたみたいで、3代目から、農家の方がなられたようです。岩腰橘次さん、木下八郎さん、田中錬太郎さん、小林正隆さん、胡桃坂勝さん、大坪博司さん、あと高山市が合併して、一之宮町の内木さん、旧高山市の本林さんを経て11代目で、私鴻巣が務めさせていただくことになったようです。また、農業委員を8期勤められた方も見えました。以上、報告とさせていただきます。

本日もよろしくお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。 会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。 議席番号 19番 田口委員と、1番 村上委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題とします。

会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第17号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小笠原農地主事

今回は53法人のうち5法人についての報告となります。

農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、 ①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上5件について報告いたします。

議長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第18号 農地法の規定に基づく許可 処分の取下げについて を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇

今回は、2件の報告となります。

書 記

(取下げる許可の種類と時期、取下げ理由を説明)

以上 2件の報告をさせていただきます。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 報第19号 農地法の規定に基づく許可 処分の取消しについて を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇

今回は、1件の報告となります。

書 記

(取消す許可の種類と時期、取消理由、後の農地法第5条申請で別途上程される旨を説明)

以上 1件の報告をさせていただきます。

議長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第6 議第60号 農地法第3条の規定による 権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇

今回は、7件の上程です。

書記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間を説明)

以上、7件、田畑15筆 11,272 mについてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

5番について地元の案件として補足させていただきます。昨年ま 杉本委員 で地権者の息子さんがハウスでトマト栽培をしていましたが事情 により撤退し、今回、知人を介して当借人が引き続き経営を行うも のです。借人は昨年まで農作業のパートをされていましたが経験も 浅いことから家族の協力を得ながら取り組む意向です。よろしくお 願いします。

他にご意見ありませんか。 議 長

加藤委員 6番と7番ですが、私の地元案件ですので補足させていただきま す。受人は数年前より当地に隣接の家屋を取得し居住しており、併 せて新規就農者として農地の取得に至ったものです。今後は住所移 転も予定されております。

議 長 他にご意見ありませんか。

(異議なし)

長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可につ 議 いては許可することと決定します。

> 続きまして、日程第7 議第61号 農地法第4条の規定による 使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とし ます。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇 今回は、3件の上程です。

> 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地 区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3 種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判 断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一 般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告を いたします。

書 記 (各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、 地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を 求める旨を説明)

(その他の説明)

2番は、3年間の一時転用案件です。

以上、3、田畑4筆 1,402 m²についてご審議をお願いします。

議長ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可 申請に意見を付する件については許可相当として意見を付するこ とに決定します。

> 続きまして、日程第8 議第62号 農地法第5条の規定による 権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸脇書記

本日は15件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、 地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を 求める旨を説明)

(その他の説明)

12番・13番は、先の許可取消願で報告した再申請案件です。 以上、15件、田畑40筆 11,394.04㎡についてご審議をお願いします。

議長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目 的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意 見を付することに決定します。

> 続きまして、日程第9 議第63号 農地転用許可後の事業計画 変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。 事務局の説明を願います。

木 戸 脇

今回は、1件の上程となります。

書 記

(各案件について、下線表示している計画の変更内容を説明) (その他の説明)

先の5条10番案件の関連申請です。 以上1件について、ご審議をお願いします。

議長

ただいまの件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意 見を付する件については許可相当として意見を付することに決定 いたします。

続きまして、日程第10 議第64号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇

今回は1件の上程です。

書記

非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める 地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明) 以上1件、ご審議をお願いします。

議長ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件 については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第11 議第65号 相続税の納税猶予に関する適格者証明ついて を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇

今回は、1件の上程となります。

書 記

(相続人が所有する農地のうち、特例農地として適格証明を求める 農地の地目、合計面積と現在の耕作内容、今後も耕作を続ける意思 有を確認したことを説明)

以上1件、ご審議をお願いします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、相続税の納税猶予に関する適格者証明については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第12 議第66号 農用地利用集積計画の決 定について を議題とします。

1番から10番及び11番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。

1番から10番について、事務局の説明を願います。

尾形書記

本日は24件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤 強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(1番から10番について、認定農業者の旨、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借の存続期間及び更新の旨を説明)

以上、田畑19筆 26,605 ㎡についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、1番から10番について承認といたします。 1番から10番の関係委員の議事参与制限を解きます。

続きまして11番の説明を願います。該当委員は議事参与できま せんのでお願いします。

尾形書記

11番について、認定農業者の旨、経営内容、受け手の作付け予定作目、賃貸借の存続期間及び新規の旨を説明)

以上、田1筆 2,124 ㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、11番について承認といたします。

11番の関係委員の議事参与制限を解きます。

続きまして12番以降の説明を願います。

尾形書記

(12番以降について、受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、 貸借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明)

(その他の説明)

- 13番14番は、解除条件付きです。
- 21番から24番の所有権移転は、スライドを活用し、位置、 場所、現地写真を写し説明
 - 21番は、畜舎敷地の旨も説明

以上、田畑他19筆 37,255.82 ㎡についてご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認と します。 続きまして、日程第13 議第67号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記

本日は9件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田畑他42筆109,868㎡について、新規・更新5年から11年の賃貸借権を設定するものです。

以上ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決 定について、承認とします。

続きまして、日程第14 議第68号 農用地利用配分計画(案) について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記

本日は42件についての上程です。

(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間を説明)

以上、42件についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農用地利用配分計画(案)について、承認とします。

続きまして、日程第15 議第69号 農用地利用配分計画 [権 利移転] (案) について を議題とします。 事務局の説明を願います。

尾形書記

本日は9件の上程です。

(以前の農業委員会において農用地利用配分計画の承認後、県の告示を受けた農地で新たな借り手へ権利移転を行う旨、及び借り手の認定農業者・担い手等の別、経営内容、作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間を説明)

以上、9件についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農用地利用配分計画 [権利移転] (案) について、承認とします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意 見等ございませんか。

(発言なし)

議長

それではこれをもちまして、第9回高山市農業委員会を閉会いた します。ありがとうございました。

午後2時45分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

田口 康慈委員

村上 真由美委員